

(仮称) 川口市子ども条例条文 (試案)

【前文】(附則)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援に関する基本理念を定め、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等及び事業者の責務及び役割を明らかにし、子ども・子育て支援を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする 18 歳未満の者
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
- (3) 市民等 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動する個人、法人若しくは団体
- (4) 育ち学ぶ施設等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通所し、通園し、通学し、又は入所することにより学び、育ち、又は支援を受けるための施設等
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う者

2 前項第 1 号の規定に関わらず、次条に定める基本理念の実現を図るため、または第 3 章に定める施策の実施のために必要であると認められる場合には、子どもの範囲を別に定めることができるものとする。

(基本理念)

第 3 条 市における子ども・子育て支援に関する基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもが安全にかつ安心して成長できるようにすること
- (2) 子どもが健やかに成長できるよう、子どもの成長の段階に応じた必要な支援と環境づくりを行うこと
- (3) 一人ひとりの子どもが、自分らしくその能力と可能性を伸ばすことができるようにすること
- (4) 前 3 号の理念は、性別、国籍、経済状況、障害の有無、家庭のかたち、性的思考及び性自認等に関わらず、すべての子どもに適用されること

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、保護者とともに子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負うことを自覚し、子ども・子育て支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うものとする。

3 市は、子ども・子育て支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置、人材確保のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを心身ともに健やかに育てることについて第一義的責任を負うことを自覚し、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えるとともに、子どもが社会で生活する能力を身に付けることができるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子ども・子育て支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(育ち学ぶ施設等の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設等の関係者は、基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、また能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び他の事業者が行う子ども・子育て支援のための取組に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員が当該従業員の子どもと接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

第3章 施策の実施

(子どもの権利の侵害等への対応)

第9条 市は、児童虐待、いじめ、体罰その他身体的及び精神的な暴力が子どもの権利の侵害にあたり、決して行ってはならない行為であるということを認識し、こうした行為の防止、早期発見に取り組むとともに、子どもの権利の侵害からの救済のために必要な施策を講ずるものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第10条 市は、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた切れ目のない支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの育ちへの支援)

第11条 市は、子どもが安心して過ごし健やかに成長できる環境づくりのために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、子どもからの困りごと等の相談を受ける体制を充実させるために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、子どもが犯罪、交通事故及び有害環境による被害から守られ、安全に成長できる環境づくりを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(家庭・養育環境への支援)

第12条 市は、課題を抱えた子育て家庭に対して、それぞれの状況に応じ、子どもとその家族が安心して生活することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、子どもとその家族の支援の充実を図るため、子ども・子育てに関する課題について相談できる総合的な体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの未来応援)

第13条 市は、子どもの育ちが自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養うための重要なものであることを認識し、家庭等の状況に関わらず、すべての子どもに対して適切な教育の機会を確保し、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(配慮が必要な子どもへの対応)

第14条 市は、障害のある子どもや日本語の習得が十分でない子どもなど、配慮が必要な子どもが健やかに育ち、学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもが障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち、性的思考及び性自認等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないように、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。

第4章 施策の推進

(施策の推進体制)

第15条 市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び事業者は、前章に定める施策の推進にあたり、それぞれの責務又は役割を自覚し主体的に取り組むと共に、連携協力して取り組むものとする。

(施策の推進に関する計画)

第16条 市は、前章に定める施策を総合的に推進するための計画を策定し、公表するものとする。

2 市は、前項の計画を策定し、又は見直しを行おうとするときは、必要に応じて、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(他の条例及び計画等との関係)

第17条 市は、川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例、その他子ども・子育て支援に関わる条例及び子ども・子育て支援事業計画、その他子ども・子育て支援に関わる計画等と相互に関連させて子どもに関する施策の推進を図るものとする。

(子どもの意見の反映)

第18条 市は、子どもが意見を表明できる主体であることを認識し、第16条に定める計画その他子どもに関係する施策の推進にあたり、子どもの意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第19条 市は、この条例及び子ども・子育て支援に関する保護者、市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。